

# 清川村の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 取組方針策定の趣旨

現在、本村では簡素で効率的な行財政運営を推進するため、職員の給与制度やその水準の適正化と定員の適正化に取り組んでいます。

しかしながら、全国的に技能労務職員等の給与が同種の民間事業の従業者に比べて高額となっているのではないかとの批判があります。

このような状況で、本村における技能労務職員等の給与等について総合的な点検を実施し、村民の皆様に理解と納得が得られるよう取組方針を策定し、公表するものです。

## 2 現状

本村の技能労務職員は、清掃職員の1職種のみ(4人)であり、その構成比は総職員数75人の約5パーセントとなっています。

### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与及びこれに対応する民間従業員との比較

村					民間			A/B
職種	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
清掃職員	4人	38.1歳	225,100円	282,600円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	0.94

※ 平均給料月額とは、職員の基本給の平均月額(平成19年4月現在)です。

※ 平均給与月額とは、給料月額のほか扶養手当や地域手当など、すべての諸手当を含めた平均月額(平成19年4月支給分)です。

※ 民間のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータ(平成16年～平成18年の3か年平均)です。

※ 民間との比較にあたっては年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

### 《参考》年収ベース(試算値)の比較

村	民間	A/B
4,484,000円(A) (平均給与月額×12月+期末・勤勉手当)	4,192,600円(B) (平均給与月額×12月+年間賞与)	1.07

## (2) 職種ごとの年齢別の人数

職種	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
清掃職員			4人			4人

## (3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）等

### ① 給料表

一般職職員の給料表を適用（ただし、職務の級は、関係規則により2級まで。一般職職員は7級制）しています。

### ② 諸手当

地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当（清掃作業手当：月額5千円）、期末・勤勉手当、退職手当を支給しています。

### ③ 昇給基準

毎年1月1日、前年1年間の勤務成績に応じて4号級（55歳を超える場合は、2号級）を標準として昇給します。

## 3 基本的な考え方

効率的な行財政運営を推進するため、技能労務職については、退職不補充と臨時職員対応などによる職員数の抑制、また、業務執行体制の見直しや整備により、必要最小限の職員数で業務に取り組んでいます。

## 4 具体的な取組内容

### ① 給料表

給与構造の見直しにより、給料水準を平均4.26パーセント引き下げました。

### ② 諸手当

国や近隣団体等の動向を見極めながら、随時、廃止や見直し、あるいはこれらについて検討を進めています。

### ③ 昇給基準等

給与制度改革に伴い退職時特昇及び枠外昇給を廃止するとともに、55歳を超える高齢層職員の昇給は2号級（標準4号級の2分の1）に抑制しています。

## 5 その他 民間委託の推進、業務の見直し等

すでに、職員数の抑制や業務執行体制の見直しに取り組んでいるところですが、引き続き必要最小限の職員数にとどめながら、業務内容等を十分精査し、民間委託の推進について検討していきます。

※ 本取組方針でお知らせした内容のほか、「清川村人事行政の運営等の状況」では、一般職の職員を含めた状況をお知らせしています。